

法定資格者一覧

	法定資格者名称	根拠法令等	備考
1	甲種防火管理者	消防法第8条第1項	姫路駅前中央地下駐輪場・姫路駅西地下駐輪場・大手前地下駐輪場に要配置
2	第三種電気主任技術者	電気事業法第43条第1項	電気事業法施行規則第52条第2項に基づく委託も可とする。
3	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第6	姫路駅前中央地下駐輪場・姫路駅西地下駐輪場・大手前地下駐輪場に要配置
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 上記以外で必要となる法定資格者についても、指定管理者において選任すること。